

第1回大阪府医療審議会働き方改革部会 議事概要

- 1 開催日：令和5年1月20日（金） 午後3時から午後4時
- 2 開催場所：大阪赤十字会館4階 401会議室（WEB併用開催）
- 3 出席委員：4名（委員定数4名、定足数4名であるため有効に成立）
生野委員、木野委員、中尾委員、深田委員

外部委員：7名

内山委員、遠山委員、友田委員、野田委員、樋口委員、星田委員、松村委員

4 議 事

第1号議案 部会長の選出について

中尾委員を部会長として選出。（全会一致）

第2号議案 部会の役割及び今後のスケジュールについて

部会の役割及び来年度の申請受付スケジュールを説明。

今後の部会で諮問事項となる個別医療機関の審査については、非公開で行うことを決定。

第3号議案 特定労務管理対象機関の指定に係る審査基準について

特定地域医療提供機関（B水準）等の指定に係る審査基準について、適当であると了承。

第4号議案 指定申請様式について

特定地域医療提供機関（B水準）等の指定申請様式について報告。

第5号議案 その他（医師の働き方改革全般について）

初めての部会開催であり、具体的な議案を設けず、医師の働き方改革全般について意見を求めた。委員意見は、「5 委員の意見・質問概要」で、第1～4号議案の意見と合わせて記載。

5 委員の意見・質問概要

【審査基準等について】

（委員）今回は審査基準の審議だが、審査基準以外の勤務実態や労働時間短縮の取組みも大切。それらはどうなるか。

（事務局）医療機関が府に指定申請を出すには、勤務実態や労働時間短縮の取組状況を記載した「医師労働時間短縮計画」を、事前に医療機関勤務環境評価センターに提出し、評価センターの評価をクリアする必要があるため、クリアしていれば勤務実態等の要件は満たしていると考えます。

（委員）指定について、都道府県間で差は生じないか。

（事務局）評価センターでの評価は、必ずクリアすべき労働関係法令及び医療法に規定された項目を、必須項目として全国共通で評価されることから、都道府県間でバラツキはないと考えますが、都道府県の指定については、地域の医

療提供体制等の実情を踏まえて指定を行う必要があるため、若干の差は出てくるものとする。

※欠席委員より事前の説明時に以下の意見があったため、以下のとおり回答した旨を会議の中で紹介

(委員) 地域医療支援病院や特定機能病院を対象とするのであれば、紹介受診重点医療機関も対象に加えた方が良いのではないか。

(事務局) 国が示す「紹介受診重点医療機関」の明確化に係る「外来機能報告」や、この報告データを基に都道府県が協議を行うスケジュールが、当初、今年の3月までだったものが、夏頃まで延期になっていることから、「紹介受診重点医療機関」を審査基準に入れるべきかについては、実際に「紹介受診重点医療機関」がどれだけ選定されるか等の状況も踏まえながら検討し、必要があれば今後開催する部会でご議論いただきたい。

【中小病院への支援について】

(委員) 調査への未回答が89病院とのことだが、特に中小病院はすいぶん苦労している。自院でも勤務実態の把握や多職種連携等に取り組んでいるが、大変。一定規模以上の病院でないと対応するのは厳しいと思われるので、府はそういう病院への支援を考えて欲しい。

(事務局) 勤改センターとも協力しながら、支援していく。

【医師の働き方改革全般について】

(委員) 病院は宿日直許可をとるのに必死だが、コロナ禍で大変な状況でもあることは理解して欲しい。

(事務局) コロナ禍で医療機関が大変な状況であることについて、国に伝える。

(委員) 公的病院も民間病院も医師が足りていない。医師不足により、府全体で医療の低下が起こるのではないかと懸念。給料をそう上げることができない中、医師不足地域はさらに困窮するのではないかと危惧する。

(事務局) 関係課と連携し、三位一体で地域医療構想や医師偏在対策とも整合を図りながら医師の働き方改革に取り組むと共に、医師に対する時間外労働の上限規制の適用開始後の状況も見ながら改革を進めていきたい。